

「勤務労働条件に関する要求書」等に対する事務折衝

令和4年6月24日（金）

局 側：環境局総務部職員課長他

組合側：大阪市従業員労働組合環境事業支部 書記長

（局 側）

これより、5月に申し入れがあった自治労現業統一闘争に関する要求にかかる一部内容の確認及び勤務時間の統一について、事務折衝を行う。

まず初めに、自治労現業統一闘争に関する要求項目について、今後、局側の考え方を示すにあたって、確認したい事項があるため、質問させていただく。要求書の項目5にある「近年多発する自然災害に対応した実効ある災害行動計画を策定するとともに、環境事業センターについて、引き続き災害対策などに向けた地域拠点としての即応力や柔軟な体制の確立とともに備蓄体制の充実や機能・権限の拡充を図ること。」とあるが、この中の「備蓄体制の充実や機能・権限の拡充を図ること」について、要求内容を正確に把握する必要があることから、要求趣旨並びに具体的にどういった内容を想定しているのかについて、説明いただきたい。

（組合側）

災害時においても、可能な限り市民サービスの低下を来すことなく、安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、組合員ひとり一人が持てる力を最大限に発揮しつつ、通常時を大きく超える災害ごみ量に対応していかなければならず、これまでの災害派遣による経験を踏まえ、本市が被災した場合に備え、収集道具等を整備・備蓄していくことが重要と考えている。災害時に被災地へ派遣される組合員の勤務労働条件については都度協議を前提とすることは言うまでもないが、過去の実績から勘案すると、実際に収集現場で従事する職員の労働環境改善を図るためには、昼を刺して持ち上げる道具や収集車両へ積み込める大きさに切断する道具等が必要であり、そうした災害時に必要となる道具も前もって調達し、備蓄しておくことが重要となる。また、こうした災害対応時に必要な道具は、いつでも収集車両に取り付けできるように備えておくべきであり、スムーズに作業が行えるよう機能を有した道具等を使用（権限）できるよう、災害対策への取組をより一層充実（拡充）してもらいたいとの趣旨で新たに追加したところである。

（局 側）

要求項目5に関する趣旨及び具体的に想定している内容について、承知した。

それでは、本項目を含めた申し入れ内容の中間回答について、後日、小委員会交渉を行いたい。交渉議題は、「技能職員の勤務労働条件について」とし、交渉日時は、7月7日（木）の18時から15分程度、場所は環境局庁舎第4会議室で行いたいと思うが、いかがか。な

お、本市の交渉メンバーは、職員課長、職員課長代理、職員課担当係長の計3名を予定している。

(組合側)

日時及び場所について、承知した。組合側の交渉メンバーは、副支部長、書記長ほか1名で計3名とする。

(局 側)

次に、勤務時間の統一について、事務折衝を行う。令和3年7月より、普通ごみの午前収集拡大、夏季の炎天下での収集状況を鑑み収集開始時間を早めることとし、環境事業センターにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点を踏まえて時差勤務を導入してきた。しかしながら、これまでの時差勤務の実施状況を検証した結果、環境事業センターにおいては当該感染症の新たな罹患者数等が減少し、感染状況が少人数で推移しており、一方で時差勤務により職員の労務管理や作業準備に相応の負担が生じるとともに、作業終了後の広聴対応等による時間外勤務の増加が認められる状況となっている。

については、現状を踏まえ、環境事業センターにおける感染症拡大防止対策、例えば収集車両、庁舎内等のマスク着用、手指消毒、飲食・喫煙時の大きな声での会話を控える等の徹底を継続しつつ、一部業務の勤務時間を変更し、勤務時間の統一を図ってまいりたいと考えているのでご理解とご協力をお願いしたい。

(組合側)

ただいま、局側の考え方を伺ったが、組合側としても共通の課題があると認識している。しかしながら、今後、勤務時間の統一によって、こういった課題があるか検討したいと考える。については、次回の事務折衝にて、詳細について協議することとしたい。

(局 側)

それでは、先程取り決めた7月7日(木)の自治労現業統一闘争に関する要求に対する回答の小委員会交渉後、引き続いて勤務時間の統一についての事務折衝を行うことでいかがか。

(組合側)

承知した。

(局 側)

以上で、本日の事務折衝を終了する。